

〈概要〉

電力・ガス基本政策小委員会にて、低炭素社会の実現に向けた再生エネルギー電源や電化の普及、レジリエンスの確保など、多様な系統接続ニーズが出てくることを想定し、需要場所の取扱いについて議論されてきた結果、2021年4月の託送供給等約款改定（※）が実施されることとなりました。

これまで急速充電設備等と認定発電設備等のみ認められていた**特例需要場所・発電場所の適用範囲が拡大され、需要場所間の電力融通についても併せて認められることとなりました。**

※原需要場所の取扱い（さく、へい等で区切られた1構内、1建物）や、特例需要場所における保守・保安への立ち入りや原需要場所との配線分離など、これまでの考え方が変わるものではありません。

〈特例需要場所の適用について〉

次の3要件いずれか及び、契約者または発電契約者からの申出がある場合で、当社が技術上、保安適当と認めた場合に適用することができます。

- ・災害による被害を防ぐための措置
- ・温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置
- ・電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置

〈費用負担〉

工事費負担金等については下記のとおりです。

- ・ 特例区域等の新增設 全額を申し受けます。
- ・ 電力融通の新增設 通常と同様です。

- **複数引込（特例需要場所）および複数需要場所1引込（電力融通）に係わる要件や留意事項については、経済産業省資源エネルギー庁Q & A（以下、「エネ庁Q & A」）をご参照ください。**

（エネ庁Q & A）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html

※ エネ庁Q & Aに掲載がない場合は、適用可否をエネ庁へ確認する必要があり、時間を要しますので予めご了承ください。

【参考】1 需要場所複数引込（特例需要場所）の例

2

➤ 特例需要場所における3要件及び、適用可とする具体的事例について

 …一需要場所  …特例需要場所

【要件1】 災害による被害を防ぐための措置

＜例＞ 体育館への空調設置

- ・ 災害時に被災者が避難する避難場所に指定されている施設の空調設備のように、避難者の熱中症等を防ぐための措置等を含みます。この際、**空調設備を設置する施設を、必要最小限の場所とみなすことができ、災害時の避難場所に指定されている体育館等**は、「特例需要場所」の対象となります。



【要件2】 温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置

＜例＞ 再エネ設備の設置

- ・ **太陽光発電設備や蓄電池等、再エネ発電設備を含む必要最小限の場所**は、「特例需要場所」の対象となります。



＜例＞ 電化モビリティ（電気自動車・プラグインハイブリット車等）の急速充放電器・普通充放電器設置

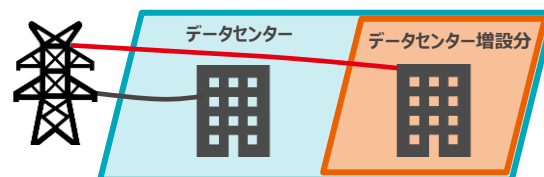
- ・ **充電器を設置している必要最小限の場所**は、「特例需要場所」の対象となります。



【要件3】 電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置

＜例＞ データセンターの増棟

- ・ 「一の需要場所」に1つの引込を維持するよりも、「特例需要場所」の対象として**複数引込みを行った方が、需要家の受変電設備等形成および一般送配電事業者の供給設備形成の合理化に資する場合**等が対象となり、例えば、データセンターの増棟がこの対象に当てはまる場合があります。



【必要書類】

- ・ **特例区域等の適用に関する確認書**（当社HP掲載 様式30）
- ・ 特例区域と非特例区域等の位置が分かる平面図

➤ 複数状場所 1 引込（電力融通）を適用可とする具体的事例について

 ...一需要場所

【前提】 複数需要場所1引込の条件

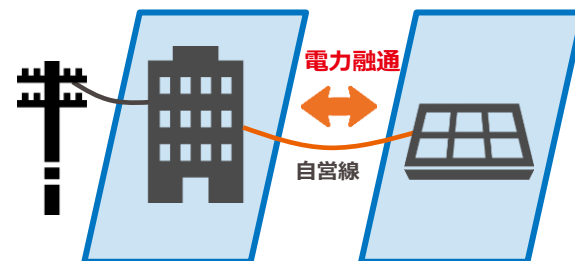
- ・ 災害被害の防止、温室効果ガス排出抑制、電気工作物設置運用の合理化など、電気利用者の利益に資する措置であること。
- ・ 契約者または発電契約者からの申出に基づき、技術上・保安上適当と一般送配電事業者が認めること。

【例 1】 別需要場所地への再エネ等の電力融通

- ・ 別需要地の再エネの電力融通
- ・ 飛び地による太陽光発電設備 等

【必要書類】

- ・ [需要場所間の電力融通に関する確認書](#)（当社HP掲載 様式31）
- ・ 融通元と融通先が分かる平面図



【例 2】 非常時における電力融通

- ・ タワーマンション等の「一の需要場所 A」と「一の需要場所 B」を自営線でつなぎ、片方のタワーマンション等の地下にある受電設備が浸水で故障し、電気が長期間途絶えた場合に、受電設備の被害を受けていない近隣の建物から、もう片方の建物に電力供給をすることで、例えばエレベーター等の共用設備の長期間の停電を防ぐことが可能となるなどの場合 等

【必要書類】

- ・ [需要場所間の電力融通に関する確認書](#)（当社HP掲載 様式31）
- ・ 融通元と融通先が分かる平面図
- ・ 解列箇所（遮断器）が明記された両設備の単線結線図
- ・ 停電時に使用する際の誤投入防止措置、インターロック機構が分かる資料

